

質疑回答書

令和6年1月24日

広野町特別養護老人ホーム花ぶさ苑給食業務委託に係る公募型プロポーザルの質疑について、次の通り回答します。

受付番号	区分	ページ・見出し番号等	質疑内容	回答
1	実施要綱	3. 参加資格	福島県内に契約権限を有する支店を構えているが、契約においては東京の本店名義での締結は可能か。 なお、受託決定後の運営管理は、福島県内の支店・営業所が担当する。	福島県内の本店、支店、営業所があることを要件としているため、東京の本店名義であっても問題ない。
2		7. 応募書類の提出(1)	持参による提出は可能か。その場合、様式1, 2, 4の代理人の記名押印は必要か。	介護事業を運営している立場上、感染症流行時期への配慮の必要があるため、持参の場合は事前連絡にて日程を相談願う。 代理人の記名押印は任意とする。
3		7. 応募書類の提出(2)	積算内訳書は任意様式でよいか。 企画提案書および積算内訳書への代表者の押印は不要という認識でよいか。	お見込みの通り。
4			食材料費の単価設定について、企画提案書及び積算内訳書内に記載するという認識でよいか。	お見込みの通り。
5			9. プレゼンテーションおよび試食会	試食時間30分以内とあるが、盛り付け時間は含まれるか。
6	その他	その他	受託決定後、第三者による代行保障の上で契約締結予定としている。代行保障先は「日本メディカル給食協会」を予定しているが問題ないか。	仕様書18. (2)の通り、当該業務を確実に遂行できる質的・数的に適切な従事者を配置することが求められている。当該業務に対する保障が適切になされるような代行保障先は、参加法人の責任において選定することで問題ない。